

EUにおける刑事司法の欧州化について

佐川友佳子*

目 次

1. はじめに
2. 各国における権利保障と EU 法
3. EU 裁判所の判例
4. 結びにかえて

1. はじめに

国家にとって刑罰権の執行は各々の主権に関わる問題であり、自国領域内の人の処遇については各国家の排他的管轄に服する事柄であるというのが伝統的な理解である。ゆえにある国の刑事手続に関して別の国が強制を伴う形で介入することは基本的にはできない。しかし、特に2001年9月11日のアメリカにおける同時多発テロ以降、犯罪対策が安全保障政策としても重要な課題であるとの認識から、各国間の連携は急速に促進してきたといえる¹⁾。

例えば犯罪行為地から国外に逃亡した被疑者・被告人の訴追など、刑事手続の遂行に際して国外の事情が絡むケースにおいては、当該人物の身柄の確保、証拠収集、訴追にあたって、所在国等他国との協力が不可欠となる。そこで、具体的な解決手段としてその都度の国家間の政治的交渉はも

* さがわ・ゆかこ 関西大学大学院法務研究科教授

1) 例えば本稿で中心的に扱う EU においても、テロ、組織犯罪、サイバー犯罪等に対処する施策と安全保障政策との有機的関係が重要課題として位置付けられてきた。この問題につき、植田隆子「EU の域内治安と対外安全保障の連結」日本 EU 学会年報37号(2016) 30頁以下、同「EU の安全保障政策における域内治安問題との連結」岡部みどり編『人の国際移動と EU』(法律文化社, 2016) 54頁以下を参照。

とより、司法共助、犯罪人引渡し等に関する条約等が制度化されてきた。もっとも、こうした越境的な刑事手続の問題は、国家間の関係を中心に構想されてきたこともあり、各国の刑事訴追をいかに実効的なものとするか、という点に主眼が置かれ、歴史的にみれば、私人の権利を保障するという観点は希薄であったといえる²⁾。

しかしながら、第二次世界大戦以降の国際人権法の展開³⁾、国際自由権規約、欧州人権条約等の各種条約、さらには各国の裁判所や欧州人権裁判所等によって積み重ねられた様々な判断を経て、現在、多くの国では、刑事手続の権利保障についても最低限の水準が求められるべきとの考えが採られるようになってきている。特に、様々な領域において超国家的レベルの統合が実現し、刑事手続についても各国の相互承認を基盤とした欧州逮捕状等、様々な連携を実現してきた EU においては、被疑者・被告人の権利についても数々の指令等によりその一定水準の保障が図られている⁴⁾。もっとも、EU 圏でも最初からこうした十分なレベルの保障が存在したわけではない。むしろかつての連携は、効果的な刑事訴追や刑罰の執行を目的としたものであって、被疑者・被告人にとっては不利益なものに偏っていたとの指摘もある⁵⁾。そのような中で、現在に至るまでの EU における刑事司法の展開を被疑者・被告人等の権利保障の観点から確認しておくことは、既に刑事共助協定が締結されている日本と EU の関係に鑑みても⁶⁾、そして今後一層進展していく刑事手続の国際化に対処する上でも有益であろう。

2) 石井由梨佳『越境犯罪の国際的規制』（有斐閣、2017）105頁以下。

3) 越智萌『国際刑事手続法の体系』（信山社、2020）226頁参照。

4) 久岡康成「刑事弁護と手続的権利保護の EU 諸指令」季刊刑事弁護103号(2020)90頁以下を参照。

5) 例えば、Schünemann, Fortschritte und Fehlritte in der Strafrechtspflege der EU, in: ders., Die Europäisierung der Strafrechtspflege als Demontage des demokratischen Rechtsstaats, 2014, S.83ff.

6) 協定については、中内康夫「欧州27か国への刑事共助ネットワークの拡大——日・EU 刑事共助協定」立法と調査303号（2010）18頁以下、中野崇嗣「日 EU 刑事共助協定及び日露刑事共助条約の発効」Keisatsu koron 66巻3号(2011)38頁以下。

2. 各国における権利保障と EU 法

現在の EU の構成国内における個人の権利保障を考える上では、その当事者に適用される当該国の法はもとより、EU 法との関係を避けて通ることはできない。EU 法は原則として国内法よりも優位にあり、規範的ヒエラルキーとして、EU の一次法⁷⁾・二次法⁸⁾全体が各国の憲法よりも上位に位置するものとされているからである⁹⁾。しかし、逮捕等による身体拘束や被告人に最終的に科される刑罰等、当事者の様々な権利侵害に直結する各国の刑事手続に関する法は、元々 EU 法との関係を想定して構築されたものではないことから、具体的な事案において両者が整合しないということがありうる。実際、これまでも刑事法領域の問題に関し、EU 法の解釈に関する様々な問題が EU 裁判所に付託され、判断がなされてきた。そこで以下では、刑事法上の重要テーマに関する各国法と EU 裁判所における判断を手がかりに各国法と EU レベルの保障の関係が問題となった事案を参照する。

3. EU 裁判所の判例

まず、2013年に EU 裁判所大法廷が下した2つの先決裁定から、EU 法と国内法の間を考察する。両事案ともに、刑事法領域の問題が問われたも

7) EU を基礎付ける「EU 条約」「EU 運営条約」「EU 基本権憲章」「法の一般原則」。

8) EU の立法である「規則」「指令」「決定」EU が締結する「国際条約」。「規則」はそのまゝ EU 各国内の人々に直接適用されるが、「指令」は各国内の国内法等を通じ、その内容が実施されるもの。「決定」は特定の国や人を直接に拘束するもの。中村民雄『EU とは何か [第3版]』(信山社, 2019) 91頁以下参照。

9) もっとも、これに対して一定の制約を課そうとしてきた EU 各国の対応については、中村民雄・山元一編『ヨーロッパ『憲法』の形成と各国憲法の変化』(信山社, 2012) を参照。

のであるが、その範囲は「刑事法の欧州化」を超え、「EU法の優位性がEU構成国にも浸透し、構成各国の憲法機関が明らかに疎外された」事案と評されたものである¹⁰⁾。これらに続いて、関連するEU裁判所の判断について検討する。

(1) Åkerberg Fransson 事件¹¹⁾

Åkerberg Fransson は、2004年度および2005年度の所得税および付加価値税（以下「VAT」とする）に関して虚偽の情報を申告したとして、2007年5月24日、スウェーデンの国税当局により追徴課税処分を受けた。その後の2009年、Fransson は同一事実に関し、特に重大な税法違反の罪を犯したとして起訴された。

Fransson は、既に同一事実について行政処分を受けていたことから、このような起訴は、欧州人権条約第7議定書4条およびEU基本権憲章50条¹²⁾に基づく一事不再理原則に違反するため認められないと主張した。そこでスウェーデンの裁判所は、この事案に基本権憲章が適用されるか、そしてそれが肯定される場合には、一事不再理原則の違反が生じているかという問いにつき、EU裁判所に先決裁定を求めた。

EU裁判所は、EUの財政的利益を侵害するVATの脱税に対する構成国内の追徴課税および刑事訴追が問題となっている事案であることを理由に、基本権憲章51条1項にいう「EU法の実施」の場合に該当し¹³⁾、EU

10) Safferling, Der EuGH, die Grundrechtecharta und nationales Recht: Die Fälle Åkerberg Fransson und Melloni, NStZ 2014, 545.

11) C-617/10, *Åklagaren v. Åklagaren v Fransson*, ECLI:EU:C:2013:105. この事件の紹介として、中村民雄・須網隆夫『EU法基本判例集 [第3版]』（日本評論社、2019）117頁以下 [西連寺隆行]。

12) 基本権憲章50条「何人も、既にEU内で法に従って有罪又は無罪の確定判決を受けた犯罪行為については、刑事手続において再び訴追され、又は刑罰を科されない」

13) 先決裁定においては次のように述べられている。EU法が保障する基本権はEU法が規律するあらゆる状況に適用されるが、その状況に当たる場合、EU裁判所は、国内立法がEU法上の基本権に反しないかの判断を行う各国裁判所に対し、先決裁定において必要

裁判所がここで付託された問題に対し判断する管轄権を持つ、とした上で、一事不再理原則に違反するか否か、という点については以下のように判断した。

脱税に対する刑事訴追について基本権憲章50条を適用するためには、被告人に対して既になされた確定的措置が刑事的性質を有することが前提となる。憲章50条は、VAT申告義務違反に税法上の処分と刑事罰とを併用することを妨げるものではない。構成国は、VATからの収益全額を確実に徴収し、その結果、EUの財政的利益を保護するために、適用される罰則を自由に選択することができる。これらは、行政処分や刑事処分、あるいはその組み合わせとなる可能性がある。行政処分が憲章50条の意味における刑事的性質を有し、確定した場合に限り、この規定は、同一人物に対する同一行為について刑事手続を開始することを排除する。追徴課税の刑事的性質を評価するためには、①第一に国内法における違反行為の法的分類、②第二に違反行為の性質、③第三に当事者に課せらるる制裁の性質と重さという三つの基準が関係している。この三基準に基づき、国内法における税法上の処分と刑事制裁の併科を国内基準に照らして検討しなければならないかどうかは、付託裁判所がこれらの基準に照らして評価することであり、その結果、残った方の制裁が効果的、比例的かつ抑止的である限りで、当該併科が基準に反していると判断することもできる。以上に照らすと、憲章50条に定める一事不再理原則は、構成国がVAT申告義務違反という同じ行為に対し、最初のものが刑事的制裁でない限り、税法上の処分に続いて刑事制裁を科すことを妨げない、とした。

以上のように、スウェーデン国内における追徴課税と刑事訴追の問題であっても、VATの虚偽申告がその対象となっていることから、基本権憲

↘な解釈指導を提供しなければならない、とした上で、EU各国は、指令2006/112やEU条約4条3項により、納税対象となるあらゆるVATを適切な措置によって徴収して脱税を防止する義務を負っており、運営条約325条は、構成国がEUの財産的利益を侵害する違法行為に対して、自国の財政的利益への侵害行為に対するのと同等の抑止的かつ実効的措置を取る義務を課している。

章51条1項にいう「構成国がEU法を実施する場合」にあたるとされ、EU裁判所の判断の対象とされている点が注目に値する。この「EU法の実施」については、EU法の適用と実質的に同義と解されているが、基本権憲章の適用範囲が際限なく広がり、構成国側からは、国家の行為が基本権憲章による制約を受ける範囲の拡大、つまりはEUの権限が拡大することになるのではないかとの批判もある¹⁴⁾。これ以降、この範囲に一定の限定を画そうとする判例も見られるが、「EU法の実施」概念そのものの限界はいまだなお明確ではないとされる¹⁵⁾。

(2) Melloni 事件¹⁶⁾

イタリア人の Melloni は1996年にスペインで逮捕されたが、イタリアに引渡される前に逃亡した。その後、イタリアの裁判所では Melloni 本人は出廷せずに、本人によって選任された弁護人による弁護がなされ、審理が継続された。その結果、Melloni は欠席のまま詐欺破産罪で10年の自由刑を宣告され、2004年には判決が確定した。イタリアはこの判決を執行するための欧州逮捕状を発し、Melloni は2008年にスペインで逮捕された。

この欧州逮捕状は、現在のEUにおける刑事司法協力の中で中心的役割を果たしているものであって¹⁷⁾、各国の相互承認原則を基礎に、枠組決定

14) 「したがって、スウェーデン政府自身や、チェコ、デンマーク、オランダ、アイルランド政府、欧州委員会が、この付託を受け入れられないと考えていることは、驚くべきことではない」との指摘は *Safferling*, 前掲注(10)S.547.

15) 西連寺隆行『EU法最新動向研究(8) I EU指令による最低限の保障と基本権憲章の適用範囲 -Joined Cases C-609/17 and C-610/17, TSN and AKT, EU:C:2019:981』比較法学55巻3号(2022)112頁以下参照。

16) C-399/11, *Stefano Melloni v Ministero Fiscal*, ECLI:EU:C:2013:107. この事件については、中村民雄・須網隆夫『EU法基本判例集 [第3版]』(日本評論社, 2019) 125頁以下 [須網隆夫]。

17) “Statistics on the practical operation of the European arrest warrant”によると、27構成国の発行司法当局は、2020年に合計15,938件のEAWを発行したとされている。https://commission.europa.eu/system/files/2022-12/swd_2022_417_1_en_document_travail_service_part1_v2.pdf (2023.01.10閲覧)

に挙げられている引渡し拒否事由に該当する場合以外には、原則的に請求国の引渡しを認め、これにより他国への迅速な引渡しを目指すものである¹⁸⁾。

しかしこの事案の Melloni は、この欧州逮捕状に基づく引渡し命令がスペイン憲法上の公正な裁判を受ける権利を侵害するものであるとして、スペインの憲法裁判所に憲法異議を申し立てた。

憲法裁判所は、有罪判決を受けた当事者がその防御権保護のために異議申立ができるという条件を付さずに引渡しに同意するというスペイン司法当局の決定は、公正な裁判の本質を損なうという点で、公正な裁判を受ける権利から派生する要件を「間接的」に侵害しようとしつつ、2009年改正後の欧州逮捕状枠組決定は、その4a条において、当事者が、弁護人に裁判での弁護を委任しており、実際に裁判でその者によって弁護されていれば、その者が直接出廷しなかった場合にも、自由刑執行を目的とした欧州逮捕状の執行を拒否できないと定めているため、選任した弁護人によって弁護されていた Melloni の場合、有罪判決の再審理を引渡し条件とすることはできないのではないかとこの疑問が生じた。そこでスペイン憲法裁判所は、EU 裁判所にこの問題の先決裁定を付託した。

これを受けた EU 裁判所は第1に、枠組決定4a条につき、欠席で判決を受けた者が予定された裁判について適切な時期に知り、その者が裁判に出廷しなくても判決が下され得ることを知らされていた場合、又は予定された裁判を知りながら弁護人にその弁護を委任していた場合には、欧州逮捕状の執行司法機関はその者を引渡しさなければならず、逮捕状発付国でその者が出廷する再審理を引渡しの条件とすることはできないと定めているものとした。

第2に、この枠組決定4a条1項と、EU基本権憲章47条の効果的な救

18) Satzger, Internationales und Europäisches Strafrecht 10. Aufl., 2022, § 10. Rn38ff. この文献の旧版訳として加藤克佳監訳「翻訳ヘルムート・ザッツガー著『国際・ヨーロッパ刑法 刑法適用法, ヨーロッパ刑法・刑事手続法, 国際刑法 (5)』名城法学63巻3号(2013) 121頁以下。

済と公正な裁判を受ける権利、同48条2項の防御権の保障の整合性については、被告人が裁判で直接出廷する権利は、公正な裁判を受ける権利の本質的部分ではあるが、絶対的権利ではないとし、被告人はこれを放棄することができるし、出廷しなかった場合でも、裁判の日時と場所を知らされていた場合、又は選任した弁護人によって弁護された場合には、本人の公正な裁判を受ける権利は侵害されていないので、枠組決定4a条は基本権憲章に適合しているとした。

第3に、基本権憲章53条¹⁹⁾について、構成国が、憲法によって保障された基本的権利の保護基準が憲章に由来する基準よりも高い場合には、各国の憲法の水準を適用し、必要があればEU法よりも国内法を優先するための根拠として用いる解釈を否定した。このような解釈は、EU法秩序の本質的特徴であるEU法優位の原則に反するものであって、憲章53条は、EU法が国内的な実施措置を必要とする場合に、国内当局及び裁判所が、EU裁判所の解釈する基本権憲章の保護水準とEU法の優位性、統一性を侵害しない限りで、基本権保護の国内水準を自由に適用できることを確認するものにすぎないとする。ゆえに、欧州逮捕状執行にあたって枠組決定4a条1項に定める執行拒否ができない場合に、憲章53条を根拠として、逮捕状発付国での再審理を引渡し条件とすることは、基本権保護水準の統一性を疑問視し、枠組決定が強化することを意図している相互承認の原則に反しており、枠組決定の有効性を損なうものであって、認められない、とした。

これを受けて、スペインの憲法裁判所は、欠席での有罪判決に際して救済手段がない場合であっても、被告人が選任した弁護人による弁護がなされ、本人が自主的に欠席した場合には、公正な裁判を受ける権利の侵害とはならないとして、Melloniの憲法異議を棄却した。

19) EU基本権憲章53条「この憲章のいかなる規定も、連合法及び国際法によって、連合又は全ての構成国が当事国である国際条約（人権及び基本的自由の保護のための条約を含む）によって、並びに構成国の憲法によって、それらが適用されるそれぞれの分野で認められた人権及びおよび基本的自由を制限し、又は不利に影響するように解釈してはならない」

この事件に関しては、スペイン憲法裁判所が、基本権憲章の保護水準を憲法の水準に高める解釈を期待して先決裁定を求めたにもかかわらず、EU裁判所はEU法の絶対的優位性に固執するあまりに²⁰⁾、実質的な基本的権利の保障に欠けることになったとの指摘もある²¹⁾。

(3) 両裁定の意義

同じ日に出された Åkerberg Fransson 及び Melloni の両裁定以前は、常に構成国の憲法アイデンティティが考慮されなければならず²²⁾、特に刑法と刑事訴訟法は各構成国法文化の表れであるとの指摘がされていた。しかし、ここで挙げた両裁定によるなら、もはやEU法が関係している限り、国内の憲法上の権利の行使ができないことになってしまうのではないかと、との懸念も示されるようになった²³⁾。もちろん、EU内における統一な権利保障を図るという意味では、こうした結論にも合理性はあるといえる。しかしながら他方で、従来各国において独自に構築されてきた様々な刑事上の権利保護の在り方が民主的統制の及ばない形で変更されることには、罪刑法定主義との関係などで問題が生じることにもなる。

こうした状況は例えば、ドイツが発した欧州逮捕状をルーマニアが執行する際に、ドイツで事前に聴聞の機会がなかったことを理由に基本権憲章47条、48条、欧州人権条約6条に違反するとして、自らに対する欧州逮捕状の執行拒否を主張した Radu 事件の判断においても既に示されていた²⁴⁾。

20) 須網隆夫「EU法判例研究(2)基本的人権の保護とEU法・スペイン憲法[Case C-399/11 Melloni v Ministerio Fiscal, ECLI:EU:C:2013:107]」法律時報87巻8号(2015)117頁の(注)10を参照。

21) Satzger, 前掲注(18) § 7, Rn27ff.

22) 憲法アイデンティティにつき、中西優美子「ドイツ連邦憲法裁判所とEU司法裁判所の対話の実現」工藤達朗ほか編『憲法学の創造的展開：戸波江二先生古稀記念・下巻』（信山社、2017）73頁以下。

23) Safferling, 前掲注(10) S.550 f.

24) C-396/11, ECLI:EU:C:2013:39 (29 January 2013)。この事件については北村泰三「ヨーロッパ諸国間における犯罪人引渡法制の現代的変容(3)」中央ロー・ジャーナル第10巻

EU 裁判所の判断によると、欧州逮捕状の執行は、引渡し of 被請求人が逮捕状発行前に発行国で聴聞されていないという理由では、執行司法当局に起訴を目的とする欧州逮捕状の執行は拒否できない、と解釈されなければならないとされる。その理由としては、各構成国は、枠組決定に規定された欧州逮捕状の執行拒否事由に該当する場合以外は、逮捕状執行義務を負っており、枠組決定の 4a 条では裁判において防御権が侵害された場合には欧州逮捕状の執行を拒否できると定めているものの、これは欠席裁判により有罪判決を受けた場合に限られ、事前に聴聞を受ける権利が侵害された場合は該当しない、というものであった。

しかし、以上のように、EU 法の優位性が強調されることは、EU レベルで基本権の保障が十分でない領域においては、その保障水準を切り下げる可能性も孕んでいる。そして、欧州逮捕状枠組決定 1 条において「本枠組決定は、欧州連合条約 6 条に掲げる基本権及び基本的な法原則を尊重する義務を変更する効果を有さない」と定められていることからしても、こうした EU 法の優位性を強調することによって権利保障の実質が変更されるような判断に対しては疑問も提起され²⁵⁾、「EU の立憲的人権保障の将来に波紋を投げかけた」点は、留意すべきである²⁶⁾。

もっとも、その後の裁判例においては、一定の条件下で、欧州逮捕状の執行拒否が認められる場合があると結論付けるものが見られるようになる。

(4) Aranyosi and Căldăraru 事件²⁷⁾

欧州逮捕状の執行拒否が争点となった Aranyosi 事件 (C-404/15) と

↘第 4 号(2014)59頁以下が詳しい。

25) Satzger, 前掲注(18) § 7. Rn27.

26) 北村泰三「EU 刑事司法と立憲的人権保障の課題」『憲法学の創造的展開：戸波江二先生古稀記念・下巻』（信山社、2017）195頁。

27) C-404/15 and C-659/15 PPU, *Aranyosi and Căldăraru*, ECLI:EU:C:2016:198 (5 April 2016)。この事案の紹介として、中西優美子「EU 欧州逮捕状枠組決定の実施と基本権の保障 (II 3)」自治研究92巻11号(2016)113頁以下。

Căldăraru 事件(C-659/15 PPU)につき、EU 裁判所は、欧州逮捕状の執行国には、枠組決定に規定されている拒否事由に該当する以外、原則的には執行が義務付けられるとした上で、「例外的状況」においてはその制限が可能であるとした。そして逮捕状発行国（ハンガリーとルーマニア）の刑事施設の状況に鑑みると、そうした施設への収容に至る逮捕状執行は、欧州人権条約及び EU 基本権憲章に違反する可能性があるとし、欧州逮捕状の執行当局は、発行国において被拘禁者の非人道的又は品位を傷つけるような扱いが現実に行われるおそれがあるとの指摘を受けた場合、基本権の保護水準に照らして必要な措置を取る義務を負い²⁸⁾、発行国の当局に対して、当該国における勾留の条件に関する必要な情報を遅滞なく伝達するように要請しなければならないとした。そしてその追加情報を得るまで、引渡し決定は延期しなければならないと、合理的な期間内にその基本権侵害の危険を排除できない場合には、引渡し手続の終了を決定しなければならない、とした。

上記 Melloni 事件において、EU 裁判所は、各構成国の憲法によって保障される基本権の保護水準が EU レベルより高いとしても、これを根拠として欧州逮捕状を拒否することは認められないとしたのに対して、ドイツ連邦憲法裁判所によりこれに異を唱える判断が出された²⁹⁾。そしてこの Aranyosi and Căldăraru 事件においては、この執行を義務付けるという厳格な要請を逸脱する傾向を示し、基本権への配慮がみられるようになった。同時に、EU 裁判所側からは、こうした基準に一致するような法執行が各国に求められていることが示されているともいえる³⁰⁾。結果的にこの

28) この関連で、上記 Melloni 事件が参照されている。

29) 本裁定の数ヶ月前、ドイツ連邦憲法裁判所は、欧州逮捕状に基づく引渡しの際に、引渡し請求国でドイツ基本法1条1項の基準が満たされない可能性が示唆される場合、ドイツが他国による人間の尊厳の侵害に手を貸すことは許されないゆえに、場合によっては引渡しを拒否する義務があるとの判断を示した (BVerG Urt. v.2015.12.15 BvR 2735/14)。この紹介として、中西優美子「EU 欧州逮捕状の執行に関するアイデンティティコントロールの実施」自治研究93巻1号(2017)112頁以下。

30) 北村泰三「ヨーロッパ諸国間における犯罪人引渡法制の現代的変容 (1)」中央ロー・ジャーナル第9巻4号(2013)9頁以下を参照。

ような状況は、各国裁判所とEU裁判所の相互作用によって、EU内の基本権保護水準が形成されているとも評価しうるが³¹⁾、また同時に、EU裁判所が、欧州逮捕状の執行司法機関に対して非常に細かく基本権侵害が疑われる場合の評価の方法等を指示、義務付けている点に³²⁾、EU裁判所の、基本権保護と欧州逮捕状制度の実効性確保とのバランスを取る姿勢が読み取れるとされる³³⁾。

さらに、EU法と国内法の関係を考えるにあたって重要な事案について、以下詳しく検討したい。

(5) Taricco 事件

この事案を巡っては、EU司法裁判所による2015年のTaricco第I裁定、この裁定をめぐるイタリア憲法裁判所によるEU司法裁判所に対する先決裁定付託、それに対する応答であるEU司法裁判所によるTaricco第II裁定といった一連の判断があるが、前提となる事実関係は次のようなものであった³⁴⁾。

Taricco他6名の被告人は、イタリアにおいて、ペーパーカンパニーの設立やインボイスの偽造等により、数百万ユーロに上るVATの納付を免

31) 中村・須網・前掲注(16)131頁〔須網隆夫〕133頁。

32) 基本権憲章違反を根拠に引渡しを拒否する際には、第1段階として、当該国において非人道的又は品位を傷付けるような拘禁状況になるリスクがあることを示す具体的根拠があるか、第2段階では、さらに当事者の状況に関してそのリスクが具体的事情の下で存在するかを厳密に審査する、という2段階審査が必要になるとされた。

33) 中西・前掲注(29)122頁以下。

34) この事案に関しては、西連寺隆行「EU法判例研究(9)重大なVAT詐欺に対して刑事罰を科すEU構成国の義務」法律時報88巻10号(2016)106頁以下、中西優美子「Taricco事件をめぐるイタリア国内裁判所とEU司法裁判所の対話」自治研究94巻9号(2018)110頁以下、小野昇平「国内裁判所による「対抗限界」論適用の国際法上の意義に関する一考察：欧州連合司法裁判所Taricco I・II事件先決裁定を素材として」青森法政論叢19号(2018)18頁以下、江原勝行「EUの財政的利益に対する侵害とイタリア憲法の基本原則としての罪刑法定主義：EU司法裁判所先決裁定に対する「対抗限界」論の適用？」Artes Liberales103号(2018)103頁以下などを参照。

れたとして起訴された³⁵⁾。上記 Åkerberg Fransson 事件でも問題となったこの VAT に関する詐欺は、EU 共通の課税制度である EU の財政を侵害する罪として各国に適切な措置を取ることが義務付けられている³⁶⁾。もっとも、こうした各国の取引が複雑に絡んだ事案に対しては複雑な捜査が必要とされ、予審段階で相当な時間が経過するため、公訴時効に関するイタリア刑法の規定を適用した場合には³⁷⁾、相当数の事案で公訴時効を迎えることが通例化しており、この事案でも2018年2月8日までに時効が成立することとなっていた。

① EU 司法裁判所による Taricco 第 I 裁定³⁸⁾

そこでイタリアの裁判所は、イタリアのこのような時効に関する刑法の規定は、国内の一部事業者が他の EU 構成国において設立された事業に関して不正競争を行うことを間接的に容認し、結果、域内市場内部の競争を妨害、制限または歪曲することを目的とする、若しくはそのような効果をもつ企業間の合意及び協調行動を禁止する EU 運営条約第101条を侵害するものと考え、2014年に手続を停止し、EU 裁判所に、イタリアの公訴時効規定が EU 法違反に該当するか、そしてそれが肯定されるのであれ

35) 免税となる EU 構成国間取引と課税対象となる国内取引とを巧みに組み合わせ、仕税額控除だけを受けて蒸発するなどの組織的脱税、「カルーセル（回転木馬）スキーム」によるもの。

36) 「欧州委員会の推定によれば、国境を越えて行われる脱税は年に約500億ユーロにも上り、EU 市民1人当たり約100ユーロに相当する。これらの不正も含めた VAT の徴収漏れは、毎年1,500億ユーロから1,600億ユーロにも上ると推定されている」とのことである。「付加価値税（VAT）税制の抜本的改革に向けた EU の取り組み」<https://eumag.jp/behind/d1018/> EUMAG（駐日欧州連合代表部公式ウェブマガジン）Vol. 69(2018)より（2023年1月10日閲覧）。

37) イタリア刑法の第160条および第161条によれば、時効の中断があった場合にも、時効期間の延長は当初の期間の4分の1にあたる期間に限り認められるとされている。江原・前掲注(34)104頁以下参照。

38) Case C-105/14, *Taricco and Others*, ECLI: EU:C:2015:555, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 8 September 2015.

ばこの時効規定を不適用とすることが義務付けられるのかに関し、先決裁定を求めた³⁹⁾。

これに対し、EU 裁判所は、以下のような判断を示した。

国内裁判所が時効についての国内法規定を適用することにより、相当数の事件において重大な詐欺行為が刑事罰を免れることになる場合、EU の財政的利益を害する詐欺やその他の違法行為に対抗するための国内法による措置は、実効的かつ抑止的であるとは言えず、EU 運営条約325条第1項等に違反することになるとして、イタリアの公訴時効規定の適用がEU 法に違反する可能性を認めた。さらにEU 裁判所は、イタリア自身の財政的利益に関する詐欺に、EU の財政的利益に関する詐欺よりも長期の時効が設定されているとすれば、これも上記義務に反することになるとし、仮に国内裁判所が、問題の国内法規定がEU 法の要請に合致しないと結論付けたなら、立法その他憲法上の手続による当該国内法規定の改廃を待たず、当該規定の不適用により、EU 法が完全な効果を持つことを確保しなければならない、とした。

他方でEU 裁判所は、今回の事例において問題の国内法規定が不適用となれば、規定が適用されていればほとんど科されなかったはずの罰を科すことになることに鑑み、特にEU 基本権憲章49条に規定される罪刑法定主義と罪刑の均衡の原則との抵触の可能性について検討しているが、憲章49条と同等の権利を保障する欧州人権条約第7条に関する欧州人権裁判所の判例にも言及しつつ、問題の国内法規定の不適用は憲章49条には反しないものとした。

39) そのでの問いは、①他の構成国の事業者との関係でイタリア事業者の不正競争を間接的に認め、EU 運営条約第101条に定められる競争保護規定に違反するか、②一定の事業者を優遇しうること、EU 運営条約第107条により禁止される国家的補助を違法に導入しているのか、③2016年理事会指令第112号第158条（VAT 指令）により列举されている免責に加え、さらなる免責を違法に追加しているのか、④EU に対する自国の義務を履行するために必要な財源をイタリアから奪う行為の処罰を怠っている点で、EU 運営条約第119条に定められる健全な公共財政の原則に違反しているのか、といったものであった。

② イタリア憲法裁判所による EU 裁判所に対する先決裁定の付託

上記 EU 裁判所の裁定は、問題となっている刑法規定をいかなる場合に不適用とすべきかの判断を国内裁判所の裁量に委ねており、また、イタリアでこの問題に対する立法的解決が図られなかったこと等から、事態はより混乱した。そこで結局、イタリア国内の裁判所からイタリア憲法裁判所に対し、上記裁定は、裁定以前に行われた詐欺行為も時効不成立の対象となるという点で遡及効を発生させるものであり、また、時効規定が不適用とされるための要件として、詐欺の「重大性」、及び実効的・抑止的な刑罰を科すことが「相当数の事案において」妨げられる、ということを求めている点で、裁定の規範内容に明確性が欠如しており、憲法の基本原則、特に25条の罪刑法定主義に抵触するものではないのか、として、違憲審査が求められることとなった⁴⁰⁾。

これを受け、憲法裁判所は、第1に、Taricco 裁定において示された条件から、EU 運営条約325条が、国内裁判官に公訴時効規定の不適用を義務づけるであろうということを、行為時に効力のある規範的枠組みに基づいて合理的に予見することは可能か、という問いを否定し、第2に、ある犯罪の時効の成否、時効が成立するとすればそれに必要な期間はどの位かを決定する裁判官の権限行使は、裁量的評価に基づく選択であってはならず、十分に明確な法準則を適用した結果でなければならないが、裁定に示された「相当数の事案」という要件を、明確性をもって定義づける方法は存在しないということを指摘した⁴¹⁾。

その上で、憲法裁判所は、罪刑法定主義が「憲法秩序の至高の原則」を構成し、その罪刑法定主義の重要な内容たる明確性の要件を裁定で示された基準が充足していないのであれば、必然的に、イタリアの法秩序におけ

40) 江原・前掲注(34)108頁参照。

41) EU における罪刑法定主義の問題につき、アルビン・エーザー(高柴優貴子ほか訳)「EU 基本権憲章における刑法および刑事手続のための人権保障」立命館法学323号(2009)140頁以下、また、これに対するコメントとして、松宮孝明「刑事法上の人権保障に関する欧州人権条約と EU 基本権憲章との関係」同175頁以下。

る基本原則と上記裁定とは不適合の関係にあると見なされることになるとし、国内裁判所が、時効に関する規定を不適用とする義務は、その不適用が十分に明確化された法的根拠を欠いている場合、あるいは構成国の法秩序において時効が刑事実体法の一部を構成し、罪刑法定主義の範疇に含まれ、その不適用が構成国の憲法秩序における至高の諸原則、または構成国憲法によって承認された不可譲の人権と齟齬を来たす場合であっても履行しなければならないのか、という問いにつき、EU裁判所に裁定を付託したのである⁴²⁾。

③ Taricco 第Ⅱ裁定⁴³⁾

EU裁判所は、一般論として Taricco I 裁定を確認した上で、VAT 関連の刑事手続に適用される時効の規則は EU 法によって調和されておらず、ゆえに当時イタリアは、時効に関する規則を刑事実体法に定め、罪刑法定主義の原則に服すると規定することは自由であったとする。そして、国内裁判所も、問題の規定の不適用を決定する際、被告人の基本的人権の保障を求められるということは、Taricco I 裁定でも述べられたところであるとして、Åkerberg Fransson 事件の先決裁定を引用しつつ、国内当局や裁判所は、基本権憲章で規定される保護のレベルや EU 法の優位、統一性、実効性がそれによって損なわれない限り、国内法上の基本権保護の基準を適用することは自由であるとした。その上で、刑罰が関係する場合には罪刑法定主義の要請が満たされることは必須であるとし、イタリア憲法裁判所の問いを検討する。

まず、もし Taricco I の裁定以前に、EU 運営条約325条が EU 裁判所のいう状況において問題の時効規定の不適用を要請するということが被告人が合理的に予測できなかった場合、そのように不適用とすることは被告

42) 江原・前掲注(34)111頁以下参照。

43) Case C-42/17, *Taricco and Others*, ECLI:EU:C:2017:936, Judgment of the Court (Grand Chamber) of 5 December 2017.

人の権利を保障していることにならないのではないかと、そして、どのような状況において当該規定の不適用が求められるのかの特定を、罪刑法定主義によって裁判所の裁量に課される制限に反することなく行うことは不可能ではないか、ということである。

これにつき EU 裁判所は、罪刑法定主義が EU 法秩序においても国内法秩序においても重要であるとした上で、同原則は刑事法規定の「予見可能性」「明確性」「不遡及」を要請すると述べ、この原則は基本権憲章49条に規定され、同憲章51条に従って、EU 法を履行する際にも遵守されなければならないものであるとし、これは EU 構成国に共通する憲法上の原則であり、かつ欧州人権条約7条1項に代表されるように各種国際条約にも規定されているとする。

その上で、「問題の刑事法規定が、連合の財政的利益に影響を与える重大な詐欺行為の相当数について実効的かつ抑止的な刑事罰を科すことを妨げるものである」という Taricco I 裁定の判断が、イタリア国内法システムにおいて適用されうる時効に関する規則の決定を不確実な状況に導くのであれば、国内裁判所は問題の刑事法規定の不適用を義務付けられない」とし、「上記の『諸要請』に基づき、国内裁判所は、Taricco I 裁定以前に VAT 詐欺を行った被告人についての刑事手続において、問題の刑事法規定の不適用を免れられる」とした。

さらには国内裁判所についても、「当該刑事法規定を適用しないという義務が罪刑法定主義に反すると結論付けたならば、たとえそれが国家としての EU 法違反の状態を治癒するのだとしても、その義務に従う必要はない」とし、EU 運営条約第325条に基づく国内法の不適用義務を再確認しつつも、「その不適用が法の予測可能性の欠如または行為時よりも厳しい刑事責任の条件を課す法の遡及適用による罪刑法定主義原則の違反を伴わない限り」との留保を付している⁴⁴⁾。

44) 小野・前掲注(34)23頁以下。

(6) Taricco 事件の意義

イタリアの憲法裁判所による EU 裁判所への先決裁定の付託は、罪刑法定主義に関する自国憲法の基本原則を持ち出しており、実質的には、過去示されてきた「対抗限界」論⁴⁵⁾を示唆したとの指摘があり、また、Taricco II 裁定の評価としては、特に先決裁定を通じた EU 法の統一的解釈・適用という EU 裁判所の先決裁定制度の制度趣旨に逆行するとの批判もあるが、他方で、個人の人権の保障や Taricco I 裁定の不十分さを修正したものとして肯定的に捉える向きもある⁴⁶⁾。

もっとも、Taricco 事件で、イタリアの憲法裁判所があえて EU 裁判所にこの問題を付託したことは、かつてドイツの憲法裁判所が EU 裁判所に付託せずに独自に憲法判断をしたことと比較すれば⁴⁷⁾、EU 法の優位性や統一的解釈を維持しつつ、個人の権利保障を図るという目的を達成するため、EU 裁判所と各国裁判所との相互作用によって、EU 内の基本権保護水準が形成されているとも評価しうる⁴⁸⁾。こうした事件以外にも、例えば欧州逮捕状の執行拒否が問題となったその他の事例などから⁴⁹⁾、EU と各国裁判所の権利保障を巡って「対話と協力」が実現し、その権利保障の範

45) 国際裁判所の判断により、国内法や国内裁判所の判断が国際法に違反すると認定され、当該国内法の改正、裁判のやり直しを命じられた国の国内裁判所が、当該国際裁判所判決に従うことが自国憲法の基本原則に抵触するとして、国際裁判所の判断の履行を拒否するというもの。これについては、江原勝行「イタリア憲法——超国家的・国際的法規範の受容と主権の限界の意味」中村民雄・山元一編『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』（信山社、2012）109頁以下参照。

46) 小野・前掲注(34)25頁以下参照。

47) 前掲注(29)参照。

48) 中村・須網・前掲注(16)〔須網隆夫〕133頁。

49) 欧州逮捕状の執行に関する Dorobantu 事件につき、C-128/18, *Dumitru-Tudor Dorobantu*, ECLI:EU:C:2019:857 (15 October 2019)。この事案の紹介として、中西優美子「EU 欧州逮捕状をめぐる引渡し拒否と相互信頼・承認原則(Ⅲ(5))」自治研究98巻6号(2022)136頁以下参照。また、ドイツ憲法裁判所の判断につき、Beschluss vom 1.12.2020 - 2 BvR 1845/18, 2 BvR 2100/18。この事案の紹介として、宮地基「欧州逮捕状の執行に対する EU 基本権憲章に基づく違憲審査」自治研究98巻6号(2022)149頁以下。

困、基準の精緻化が図られていることは注目に値する⁵⁰⁾。特に、EU 構成国の各裁判所、特に憲法裁判所において、EU 法形成に際しての具体的な問題提起と解釈を示していることから、各裁判所の判断が、基本権保障の実現において重要な役割を担っていることが理解できる。

4. 結びにかえて

以上、EU における被疑者・被告人らの権利保障と EU 法との関係を考える上で重要な EU 裁判所の裁判例をいくつか参照したが、ここでは刑事司法の欧州化という大きな流れの中で EU 構成各国の裁判所と EU 裁判所、両者間に対立が見られつつも、最終的には、被疑者・被告人らの権利保障実現のために、そうした対立を止揚していくような方向性を窺うことができる。上では触れる余裕がなかったが、例えば、刑罰執行のための欧州逮捕状に基づいた他国への引渡し判断に際し、当事者の再社会化の促進可能性といった点も考慮要素とするとした EU 裁判所の判断なども⁵¹⁾、基本権保障を EU の法秩序の中でいかに位置付けるべきかといった問題を、EU として具体的に、そして展望的観点から捉えようとしているものといえる。

もちろん、上でも問題となった VAT 詐欺のように、EU 共通の財政を侵害する罪については、適切な処罰を図ることが EU としての存続にとっても重要であり、この目的を達成するためには、各国の連携が必要不

50) 例えば、レフ・ガルリツキ(訳:兼頭ゆみ子)「欧州裁判所の判決——その構造、影響、および権威」比較法雑誌49巻2号(2015)117頁は「……憲法の効果の実効性は、人権裁判所が定める諸概念や基準が、各国の憲法に、そして何よりもまず最高裁判所の憲法判例に自発的に取り込まれるかどうかにかかっている。したがって、その実効性は、人権裁判所判例の知的権威や、人権裁判所が国内裁判所との対話を促進する能力に大きく依拠している。さらに、発展を続ける EU 裁判所の判例もこれに加わる要素であり、裁判所間の対話や調整のための新たな道が必要とされている」と指摘している。

51) 刑の執行に際し、欧州逮捕状執行国への再移送が問題となった事案。C-414/20 PPU, ECLI:EU:C:2021:4 (13 January 2021)

可欠である。そのためには、近時発足した欧州検察官制度など、EU レベルで適切な対応を図っていくことが重要となってくる。もっとも、欧州検察官制度は EU 構成国全てにおいて認められているわけではなく⁵²⁾、また、具体的な各事件の処理については構成各国の裁判所が管轄を有するため、その実効性担保のためには課題も指摘される⁵³⁾。例えば EU から不正融資を受けるといった事案の場合に顕著であるが、構成国と EU の利害が、刑事司法の実現という場面においても必ずしも一致しない場合もあり、そうした場合に実効的な連携を図ることは困難となる⁵⁴⁾。しかしながら、こうした限界があるとはいえ、構成国の各国間で EU の共通の利益を刑事司法的側面から追求していくべきとの方向性を示すことは、EU の価値の追求という面でも重要であろう。

そして、こうした実効性のある刑事訴追のための制度構築と同時に、被疑者・被告人にとってより実効性のある権利保障を実現するための各種枠組決定が定められ、こちらについても整備が進められている⁵⁵⁾。これらと各国国内法規との整合性、EU 基本権憲章、欧州人権条約との関係などについては上記裁判例以降も、なお判断が積み重ねられている状況ではあるが⁵⁶⁾、EU 条約 2 条において「人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の

52) ポーランド、ハンガリー、スウェーデン、デンマーク、アイルランドは参加していない。

53) https://commission.europa.eu/law/cross-border-cases/judicial-cooperation/networks-and-bodies-supporting-judicial-cooperation/european-public-prosecutors-office-eppo_en (2023年1月10日閲覧)。また、佐藤美樹「ヨーロッパ検察官の創設 (1) EU における刑事司法協力の理論」金沢法学64巻2号(2022)155頁以下を参照。浦川絃子「欧州検察局の創設構想をめぐる現状と課題：EU 刑事司法協力の新たな局面」立命館国際地域研究43巻(2016)121頁以下。

54) 新興国で EU から多額の拠出を受けている国ではそうした問題が顕著であるとされる。山本直「EU 財政枠組みの成立と法の支配」法学紀要63巻(2021)153頁以下ではポーランドとハンガリーにおける法の支配の問題と EU の財政との関係が論じられているが、両国は今のところ欧州検察制度に参加していない。

55) 久岡・前掲注(4)参照。

56) 欧州人権条約と刑事手続の関係については、水野陽一『公正な裁判原則の研究』（成文堂、2019）を参照。

支配および少数者に属する人々の権利を含む人権の尊重という価値に基礎を置く」とされている以上⁵⁷⁾、その理念に基づき、適切な処罰範囲とはいかなるものか、そしてこれを実現するための刑事手続が実際に適正なものとなっているかという点は、EU レベルでも、構成各国においても様々な事案を通じて常に問われている。こうした課題は、EU に限るものではなく、日本においても同様に妥当するものであり、刑事法の在り方、その正統性と限界は当該社会において問われ続けなければならない⁵⁸⁾。本稿で確認したEU の裁判例は、刑事司法の欧州化という枠組みを超えて、個人の権利保障等、普遍的な価値の実現という点でも学ぶところが多く、今後の展開も注目していくべきであろう。

* 本研究は、2020年度関西大学若手研究者育成経費（個人研究）研究課題「EU 圏における汚職に関する諸問題」及び JSPS 科研費 JP22K01217 の助成を受けたものである。

57) 安江則子「EU リスボン条約における基本権の保護——ECHR との関係を中心に——」立命館法学323号(2009)185頁以下参照。

58) 松宮孝明『刑事立法と犯罪体系』（成文堂、2003）41頁以下。